

## 特定非営利活動法人ミュー 倫理綱領

前文 特定非営利活動法人ミューは、「市民として生まれてから亡くなるまでの生活をトータルに捉えたメンタルヘルスの向上と精神保健福祉の増進を目指すこと及び、精神障害者と、その家族の生活をあらゆる面からサポートすることによって地域全体の健康に貢献すること」を法人の目的としています。

特定非営利活動法人ミューの職員一人ひとりが地域全体の健康のために自ら考え行動し、関係法令を遵守して、法人理念の実現を目指し、共に人間的成長を目指すために本綱領を定めます。

特定非営利活動法人ミューの一人ひとりの職員は、この倫理綱領を守ります。

### 1. 個人の尊重

私たちは、一人ひとりの尊厳と、ほかの誰でもない一個人としての主体性を大切にします。

私たちは、一人ひとりの持つ力を信じ、対等な立場で協働します。

### 2. 権利の擁護

私たちは、すべての人が日本国憲法で保障されている人権を護ります。

私たちは、すべての人が地域で安心して自分らしい生活を営む権利を護ります。

### 3. 自己決定の尊重

私たちは、一人ひとりの自己決定にあたってのプロセスを大切にし、情報提供を行い、それに基づく行動を支持し、尊重します。

### 4. プライバシーの尊重と守秘義務

私たちは、プライバシーを尊重し、大切な個人の情報や秘密を守ります。

### 5. 虐待・差別の禁止

私たちは、精神的・身体的・性的嫌がらせ等、人格を傷つけるような虐待行為をしません。

国籍・出自・性別・年齢・宗教・文化的背景・経済的地位・障害や病気の状態・性的指向等いかなる理由によっても差別をしません。

私たちは、障害に対する合理的配慮の提供に努めます。

### 6. 専門性の追求

私たちは、誠意と謙虚な姿勢をもって職務を遂行します。

私たちは、メンタルヘルスの専門職として自己研鑽に努め専門性を高めます。

### 7. 法令の遵守

私たちは、社会での役割を果たすためこの倫理綱領に則り、法令・社会的規範を遵守します。

### 8. 地域全体への責任

上記を踏まえ、私たちは、障害や病気の有無や程度に関わらず市民として安心して自分らしい生活ができる地域になるよう関係諸機関や地域全体と協働し、精神保健福祉の増進を目指します。

令和4年6月23日制定